

金融機能強化審査会令

内閣は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（議事）

第一条 金融機能強化審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 金融機能強化審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第二条 金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局総務課において処理する。

（雑則）

第三条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他金融機能強化審査会の運営に関し必要な事項は、会長が金融機能強化審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

(金融庁組織令の一部改正)

第二条 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一項を加える。

- 3 監督局は、第四条及び前二項に規定する事務のほか、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）の規定に基づく金融機能強化審査会の事務が終了する日として同法第四十八条第一項に規定する政令で定める日までの間、金融機能強化審査会の庶務に関する事務をつかさどる。

理由

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の施行に伴い、金融機能強化審査会の議事その他金融機能強化審査会に関し必要な事項を定める必要があるからである。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（監督局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 監督局は、第四条に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 監督局は、第四条及び前二項に規定する事務のほか、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の規定に基づき金融機能強化審査会の事務が終了する日として同法第四十八条第一項に規定する政令で定める日までの間、金融機能強化審査会の庶務に関する事務をつかさどる。</p>	<p>附則</p> <p>（監督局の所掌事務の特例）</p> <p>第三条 監督局は、第四条に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>